

千葉県産米キャラクター「ふさおとめ」及び「ふさこがね」の使用 に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県産米キャラクター「ふさおとめ」及び「ふさこがね」(以下「キャラクター」という。)を、パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、広報・PR・啓発用グッズなどの印刷物及びデジタルコンテンツ等(以下、「印刷物等」という。)に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(キャラクターの形式)

第2条 キャラクターの形式は、別記第1号様式のとおりとする。

(著作権)

第3条 キャラクターの著作権は千葉県に属する。

(キャラクターの使用)

第4条 キャラクターは、千葉県産米の消費拡大を推進し、県が育成したお米の品種「ふさおとめ」及び「ふさこがね」の販売を促進する目的で作成したものであり、使用者はこれを作成の目的に沿って使用するものとする。

2 キャラクターは、キャラクター及びこれを使用する印刷物等の内容が、以下の各号の条件に適合する場合に限り、使用できるものとする。

(1) 別記第1号様式の1及び別記第1号様式の2に定められた形状及び色彩で使用すること。

(2) キャラクターの上に他の図形や文字を重ねて使用しないこと。

(3) キャラクターを記載する印刷物等に係る内容について千葉県が保証していると誤解させるような表記その他の使用形態をとっていないこと。

(4) 特定の政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。

(5) 公序良俗に反するものでないこと。

(6) 千葉県及び千葉県産米の印象を損ねるものでないこと。

(7) その他キャラクター作成の目的を損なうおそれがないと認められること。

3 キャラクターの使用は、キャラクター作成の目的に鑑み、原則として無償とする。

4 キャラクターの使用期間は、使用承諾日より3ヵ年以内とする。また、使用期間終了後、継続使用する場合にあっては、改めて県に使用申請書を提出し、承諾を得るものとする。

(使用の申込み)

第5条 キャラクターを印刷物等に使用しようとする者は、第2号様式に定める使用申込書に必要事項を明記し、千葉県に申込むものとする。ただし、国、地方公共団体が使用するとき又は新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用するときは、この限りではない。

- 2 前項の申込みの内容が前条第2項各号の条件を満たすと判断される場合、千葉県は当該申込みを承諾するものとし、キャラクターの使用の承認を受けた者（以下「キャラクター使用者」という。）に対し、第3号様式に定める使用承諾書を交付し、併せてキャラクターの印刷用のデータを交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクター使用者は、キャラクターを使用申込書に記載した内容に従って使用しなければならない。

- 2 使用承諾書に条件が付されている場合は、これに従わなければならない。
3 使用するキャラクターは、使用者以外の第三者が使用することのないよう、使用者が管理すること。

(使用の承諾の取り消し)

第7条 キャラクター使用者が、前条各号の規定を遵守していないと認められる場合、千葉県はキャラクター使用の承諾を取り消すことができる。

- 2 前項により承諾を取り消した場合、千葉県は速やかに文書によりその旨をキャラクター使用者に通知するとともに、千葉県ホームページへの掲載その他適当な方法により一般に明らかにするものとする。
3 キャラクター使用者は、第1項に基づく取り消しに係る印刷物等を使用してはならない。
4 千葉県は、第1項に基づく取り消しによって生じる一切の費用及び損害を負担しない。

(費用負担)

第8条 キャラクターの使用に伴って発生する一切の費用並びにキャラクターを使用した印刷物等の利用に伴って発生する一切の費用及び損害は、キャラクター使用者が負担する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月23日から施行する。

この要領は、令和3年8月25日から施行する。

◇キャラクターの使用にあたって

このキャラクターは、千葉県が独自に育成したお米の品種「ふさおとめ」「ふさこがね」の普及拡大と販売促進を目的に、千葉県が作成したものです。

キャラクターの使用にあたっては、この目的を充分御理解のうえ、その趣旨に沿って利用していただくようお願いします。

なお、キャラクターは、あくまでも千葉県産米の「ふさおとめ」「ふさこがね」をPRすることを目的とするものであり、キャラクターを使用する印刷物等の内容等を保証するものではありません。

別記

第1号様式の1 ふさおとめ



千葉のお米「ふさおとめ」

- 1 デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。
- 2 印刷用データどおりの多色印刷により使用しなければならない。

別記

第1号様式の2 ふさこがね



© 千葉県

千葉のお米「ふさこがね」

- 1 デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。
- 2 印刷用データどおりの多色印刷により使用しなければならない。

第2号様式

「ふさおとめ」「ふさこがね」キャラクター使用申込書

千葉県知事 様

年 月 日

(使用者の所在地及び名称)

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

「ふさおとめ」「ふさこがね」キャラクターの使用を、以下のとおり申込みます。

キャラクター	ふさおとめ・ふさこがね（どちらかに○をつけてください。）
使用者の名称	
使用者の所在地	
使用の目的	
使用する印刷物等の内容	
作成する作成部数又は個数	
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
概ねのデザイン案 (別添可)	
特記事項	
担当者の連絡先及び氏名	

第3号様式

「ふさおとめ」「ふさこがね」キャラクター使用承諾書

年 月 日

(使用者の所在地及び名称)

千葉県知事

年 月 日 付けで申込みのあった キャラクターの使用申し込みについては、次のとおり承認します。

使用を承諾するキャラクター	
使用者の名称	
使用者の所在地	
使用の目的	
使用する印刷物等の内容	
作成する作成部数 又は個数	
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
概ねのデザイン案	
特記事項 (使用にあたっての条件)	

【シンボルマークの使用に当たって】

- 1 このキャラクターは、千葉県が独自に育成したお米の品種「ふさおとめ」「ふさこがね」の普及拡大と販売促進を目的に、千葉県が作成したものです。
キャラクターの使用にあたっては、この目的を充分御理解のうえ、その趣旨に沿って利用していただくようお願いします。
- 2 キャラクターの使用に当たっては、定められた形式及び色彩で使用してください。また、キャラクターの上に他の図形や文字を重ねて使用しないで下さい。
- 3 使用承認に際して、条件が付された場合には、これを誠実に遵守してください。
- 4 キャラクターは、あくまでも千葉県産米の「ふさおとめ」「ふさこがね」をPRすることを目的とするものであり、キャラクターを使用する印刷物等の内容等を千葉県が保証するものではありません。したがって、印刷物等の表記に際しては、このような誤解を招かないように充分注意してください。
- 5 シンボルマークの使用に際して、上記の諸事項を遵守していないと認められる場合には、使用承認を取り消すことがあります。使用を取り消された場合には、以後のシンボルマークの使用はできません。また、使用を取り消した場合には、あなたに通知するとともに、その旨千葉県のホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/>)に掲載するなどして一般にお知らせすることがあります。
- 6 なお、使用承認の取消しに伴う損害が生じた場合でも、千葉県は賠償いたしません。
- 7 シンボルマークの使用に際して、千葉県はその費用を負担することはありません。シンボルマークを掲載した印刷物等の利用に伴って発生する費用についても、同様です。
- 8 その他『千葉県産米「ふさおとめ」及び「ふさこがね」の使用に関する要領』を遵守すること